8	(1)　千葉県市原市五井5180　(67.60) (2)　千葉県市原市五井南海岸8－5　(45.10)	北緯35度31分10秒東経140度05分17秒の地点と北緯35度31分34秒東経140度03分14秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
9	(1)　神奈川県横須賀市芦名3－2201－3　(222.20) (2)　神奈川県横須賀市若松町3－1－6　(59.00)	北緯35度14分58秒東経139度37分50秒の地点と北緯35度16分35秒東経139度40分09秒の地点を結ぶ直線、北緯35度16分38秒東経139度40分14秒の地点と北緯35度16分40秒東経139度40分17秒の地点を結ぶ直線及び北緯35度16分41秒東経139度40分18秒の地点と北緯35度16分45秒東経139度40分25秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
10	(1)　長野県長野市上千歳町1112－1　(464.30) (2)　長野県長野市若穂保科字大道添2934－2　(425.30)	北緯36度38分54秒東経138度11分30秒の地点と北緯36度35分41秒東経138度15分09秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
11	(1)　長野県長野市上千歳町1112－1　(459.30) (2)　長野県須坂市大字小河原2150　(417.00)	北緯36度38分54秒東経138度11分30秒の地点と北緯36度40分44秒東経138度18分22秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
12	(1)　大阪府泉南市信達葛畑845　(486.90) (2)　大阪府泉南郡岬町淡輪474－1　(69.90)	北緯34度19分25秒東経135度19分40秒の地点と北緯34度19分29秒東経135度18分46秒の地点を結ぶ直線、北緯34度19分29秒東経135度18分42秒の地点と北緯34度19分56秒東経135度12分36秒の地点を結ぶ直線、北緯34度19分56秒東経135度12分33秒の地点と北緯34度19分56秒東経135度12分25秒の地点を結ぶ直線及び北緯34度19分57秒東経135度12分11秒の地点と北緯34度20分01秒東経135度11分23秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
13	(1)　兵庫県洲本市五色町鮎原塔下1186－1　(433.00) (2)　兵庫県洲本市本町4－4－24　(42.00)	北緯34度22分00秒東経134度49分56秒の地点と北緯34度21分47秒東経134度50分30秒の地点を結ぶ直線及び北緯34度21分46秒東経134度50分32秒の地点と北緯34度20分31秒東経134度53分41秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
14	(1)　兵庫県洲本市五色町鮎原塔下1186－1　(443.50) (2)　兵庫県南あわじ市市市230－1　(40.50)	北緯34度21分57秒東経134度49分50秒の地点と北緯34度17分52秒東経134度46分15秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
15	(1)　兵庫県神戸市西区竜が岡3－11－5　(96.00) (2)　兵庫県加古川市加古川町北在家167－1　(64.50)	北緯34度42分54秒東経134度55分39秒の地点と北緯34度42分57秒東経134度55分34秒の地点を結ぶ直線、北緯34度43分05秒東経134度55分19秒の地点と北緯34度43分06秒東経134度55分17秒の地点を結ぶ直線、北緯34度43分15秒東経134度54分57秒の地点と北緯34度43分27秒東経134度54分34秒の地点を結ぶ直線、北緯34度43分30秒東経134度54分29秒の地点と北緯34度44分13秒東経134度53分03秒の地点を結ぶ直線及び北緯34度44分19秒東経134度52分51秒の地点と北緯34度45分35秒東経134度50分21秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
16	(1)　和歌山県田辺市伏菟野694　(766.80) (2)　和歌山県田辺市上屋敷1－6－1　(49.40)	北緯33度46分59秒東経135度28分02秒の地点と北緯33度46分50秒東経135度27分45秒の地点を結ぶ直線及び北緯33度46分49秒東経135度27分43秒の地点と北緯33度43分54秒東経135度22分30秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
17	(1)　和歌山県和歌山市十一番丁54　(71.10) (2)　和歌山県和歌山市毛見1343　(137.80)	北緯34度13分55秒東経135度10分30秒の地点と北緯34度09分50秒東経135度11分38秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
18	(1)　和歌山県田辺市伏菟野694　(766.40) (2)　和歌山県田辺市朝日ヶ丘23－1　(69.90)	北緯33度46分59秒東経135度28分02秒の地点と北緯33度44分17秒東経135度23分53秒の地点を結ぶ直線及び北緯33度44分15秒東経135度23分49秒の地点と北緯33度44分10秒東経135度23分42秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域

2　放送業務用伝搬障害防止区域

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
1	(1)　福岡県福岡市中央区清川1－9－19　(65.60) (2)　福岡県福岡市早良区百道浜2－3－26　(159.30)	北緯33度34分54秒東経130度24分27秒の地点と北緯33度35分36秒東経130度21分06秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域

3　人命・財産の保護用伝搬障害防止区域

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
1	(1)　埼玉県秩父市大字定峰字梨ノ木ザワ1185－2　(901.00) (2)　埼玉県上尾市大字南239－1　(44.40)	北緯35度59分43秒東経139度31分33秒の地点と北緯35度59分42秒東経139度34分49秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
2	(1)　東京都千代田区霞ヶ関2－1－1　(119.00) (2)　東京都豊島区東池袋3－1　(273.00)	北緯35度40分36秒東経139度45分06秒の地点と北緯35度43分45秒東経139度43分06秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
3	(1)　東京都豊島区東池袋3－1　(273.00) (2)　東京都中央区明石町8　(213.00)	北緯35度43分45秒東経139度43分06秒の地点と北緯35度40分01秒東経139度46分43秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
4	(1)　滋賀県大津市京町4－1－1　(140.00) (2)　滋賀県草津市草津3－14－75　(118.40)	北緯35度00分17秒東経135度52分26秒の地点と北緯35度00分19秒東経135度52分50秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域